



発行所 山梨県手をつなぐ育成会
発行責任者 宮城 隆
事務局 〒407-0046
山梨県韮崎市旭町上條南割3561-1
みだい寮内
電話 055-285-4292
FAX 055-285-4293
メール:yamanashi-ikuseikai@cpost.plala.or.jp



年 頭 ご 挨拶

山梨県手をつなぐ育成会

会 長 宮 城 隆

新年あけましておめでとうございます。

日頃より山梨県手をつなぐ育成会に対しまして深くご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。ご承知の通り、育成会は知的障がい児を子供に持つ3名の母親らがその子供の行く末を案じて立ち上げ現在に至っています。長い歴史の中での地道な活動から、いわば政策提言などを関係諸団体に投げかけて、法整備などが実現してきた経緯があります。昨年来の成年後見制度や合理的配慮などは会員の皆様も記憶に新しいところではないでしょうか。でも、現実問題知的障がい児者への理解はまだまだ当事者家族との想いとはかなり温度差があります。共生社会の実現、障がい者の自立への道は法律で守られてきたとはいえ道半ばでしょう。まずは、知的障がい児者を理解していただけるようになるための「啓発活動」が必要なのではないのでしょうか。昨年令和7年4月29日に甲府市のリッチダイヤモンド総合市民会館において、啓発キャラバンIN山梨を開催いたしました。会員や学校関係諸団体から約80名の来場者がありました。山形県から「花笠ほ一ぶ隊」の講師2名をお招きしての大変意義深い開催となりました。開催後のアンケートでは、8割の方からは今後も継続的に実施してほしいとお声を沢山ご頂戴致しました。目標である自前の啓発キャラバン隊を結成する日もそう遠くはないと思います。

一人ひとりの自立と支援の観点からも、全国障がい者スポーツ大会や、山梨県芸術文化祭への参加、障がい者の主張大会など、自己実現の場も設けられていますので積極的に参加されてみてはいかがでしょうか。

お知らせになりますが、2027年11月13日には手をつなぐ育成会関東甲信越ブロック大会がこの山梨の地で久方ぶりに開催することになりました。お手伝いしてくださる方を会員、未会員の方を含めて大募集いたします。ぜひご協力のほどをお願いいたします。

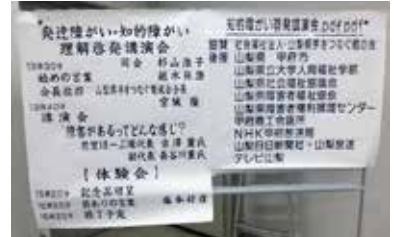
最後になりますが、2026年が会員の皆様方にとりまして素晴らしい一年となりますようご祈念申し上げまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

キャラバン隊

「発達障がい・知的障がいの理解を進める疑似体験講演会」



令和7年4月に甲府市リッチダイヤモンド総合市民会館で、山形県から「花笠ホープ隊」の皆さんをお招きし、知的障害者に対する啓発研修を行いました。一般の方、行政、教育関係者、福祉関係者、など約80名の参加があり大いに盛り上がりました。



次回開催の要望も多くあり、また計画していきたいと思えます。

第10回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会併催 第59回手をつなぐ育成会関東甲信越大会

令和7年11月8日、9日に開催された全国大会に宮城会長はじめ5名の会員さんたちで参加しました。9日の全体会への参加でしたが、秋篠宮佳子様のお言葉や、最新の中央情勢報告などを聞き実り多い一日でした。



障害のある方向け総合保険

あ！それうちかも
と思った方

入通院の悩み

- ・突然の病気やケガが心配
- ・入院時の出費に備えたい
- ・障害があっても入れる保険を探している



賠償の悩み

- ・パニックになって他の人にケガをさせてしまったらどうしよう
- ・デイサービスでヘルパーさんのメガネを壊してしまった

相談しにくい悩み

- ・虐待や差別を受けた
- ・詐欺に遭わないか心配



障害のある方とそのご家族へ

ぜんちの あんしん保険

- ・病気とケガにしっかり備える
- ・告知不要
- ・障害者手帳不要
- ・入院日額最高1万円
- ・権利擁護費用補償
- ・総合生活保険(個人賠償責任補償)で損害賠償責任を補償(国内は東京海上日動の示談交渉付き)

特別支援教育を必要とされている方へ

ぜんちの こども傷害保険

- ・特別支援教育を必要とされているお子様に
- ・ケガによる入通院を日額保障
- ・権利擁護費用補償
- ・総合生活保険(個人賠償責任補償)で損害賠償責任を補償(国内は東京海上日動の示談交渉付き)

詳しい資料のご請求・お問い合わせはこちら

ぜんち共済株式会社
ZENCHI
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階
URL : <https://www.z-kyosai.com/>

関東財務局長(少額短期保険)第14号
0120-322-150
平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

※このご案内は、保険の概要についてご紹介したものです。契約にあたっては「ご契約に際しての重要事項」(約款)東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。補償を受けられる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

25TX-004122(2025.年11月作成) 2012-2511800